

第11918号 平成 22 年 6 月 22 日(火)

(毎週 火・金発行)

### 目 次

		告			亦																																		
$\bigcirc$	保	安	林	0)	指	定	に	関	す	る	予	定									٠.		•							٠.		(	森	林	保	全	課)	)	1
																																					課)		1
																																					課)		2
	保																																				課)		8
$\bigcirc$	障	害	者	自	立.	支	援	法	に	基	づ	<	事	業	者	$\mathcal{O}$	変	更	•			٠.	•					•	•	(	障	害	者	支	援	総	室)	)	8
$\bigcirc$	障	害	者	自	<u>17.</u>	支	援	法	に	基	づ	<	事	業	者	$\mathcal{O}$	廃	止	•			٠.	•					•	•	(				IJ				)	9
		公			告																																		
0	保	安	林	の	指	定	施	業	要	件	$\mathcal{O}$	変	更	に	関	す	る	予	定	通	鱼矢	11 (	0	あ	て	所	7	7	分										
	明	者	に	係	る	当	該	通	知	の	撂	示							•		٠.		•					•		٠.	•	(	森	林	保	全	課)	)	9
		正			誤																																		
	平																																						
	款	変	更	認	可	)	中		٠.		٠.	٠.		٠.	٠.	٠.		٠.	•		٠.	٠.	•		•	(	(農	農村	村	計	画	•	技	術	管	理	課)	) ]	10

## 示

## 熊本県告示第633号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成22年6月22日

熊本県知事

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町目丸字古道3672番1から36 72番5まで、3673番1、指定の目的 土砂の流出の 3673番4、3673番5
- 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字古道3672番2・3672番4・3672番5・3673番1・3673番 4・3673番5 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第634号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路 の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年6月22日から60日間、熊本県土木部道路保全課におい て一般の縦覧に供する。

平成22年6月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

		大 0 色 3 と 交 入 7 3 色 向 守				
道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅 員	延 長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般国道	4 4 3 号	玉名郡南関町大字小原字中山		18.0		廃道
		1857番地先から	前	~	55.0	
		同所		20.0		
		1857番地先まで		11.0		

	後	~	55.0	
		11.8		
玉名郡南関町大字小原字壱町		46.2		
田	前	$\sim$	43.0	
1788番1地先から		49.8		
同所		36.1		
1788番1地先まで	後	~	43.0	
		48.2		

区域を変更する期日 平成22年6月22日

## 熊本県告示第635号

熊本県医療事業実施要項を次のように定める。

熊本県医療事業実施要項

熊本県医療事業実施要項(平成17年熊本県告示第1202号の2)の全部を改正する。 平成22年6月22日

能本県知事 蒲 島郁 夫

(趣旨)

この要項は、水俣病にもみられる一定の症状を有する者並びに過去に通常起こり 得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、四肢末梢優位 の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障 害を有する者に準ずる者であると認められる者に対し、療養費、はり・きゅう施術・温 泉療養費等を支給することにより、健康上の問題の軽減及び解消を図ることを目的とす る事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(医療手帳交付の対象要件該当者)

- 医療手帳交付の対象要件に該当する者は、次の要件のいずれかに該当することに 通常のレベルを超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、水 第2条 俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害(その原因が明らかであるものを除く。以下
  - 「特定症候」という。)を有すると認められる者とする。 (1) 別表第1に定める地域(以下「対象地域第1という。)に昭和43年12月3 1日以前に相当期間居住しており、かつ、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多 食したと認められる者
  - 2) 昭和43年12月31日以前に、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認められる者であって、知事が適当と認める者前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、医療共慢交付の対象としない。
- - 旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号) 第3条第1項又は公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。 以下「公健法」という。) 第4条第2項の規定による水俣病に係る認定(以下「水 俣病に係る認定」という。)を受けた者(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措 置法(昭和53年法律第104号)第5条第1項の規定により公健法による認定を 受けたものとみなされた者を含む。) ) 水俣病にもみられる症候に関して損害賠償を得た者
  - (2)
  - (3)水俣病に係る認定の申請をしている者
  - (4)
  - 水俣病に係る認定に関する処分について不服申立てをしている者 水俣病に係る認定に関する処分の取消しの訴えを提起している者 (5)
  - 水俣病にもみられる症候に関して損害賠償を求める行為をしている者 (6)

(医療手帳の失効)

- 第3条 医療手帳は、当該手帳の交付を受けた者(以下「医療手帳交付者」という。)が、 次のいずれかに該当するに至ったときは、失効する。
  - 第2条第2項第3号から第6号までに該当するとき。 (1)
  - 特定症候の原因が明らかになったとき。 (2)
  - (3)死亡したとき。
  - 偽りその他不正の手段により療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費又は療養 (4)手当(以下「療養費等」という。)の支給を受けたとき。
- 前項の規定により医療手帳が失効したときは、医療手帳交付者に対してその 知事は、 旨を通知するものとする。

(医療手帳の記載事項の変更の届出)

医療手帳交付者は、医療手帳に記載されている事項に変更を生じたときは、手帳 記載事項変更届に医療手帳を添付のうえ、速やかに知事に届け出て、変更事項の訂正を 受けなければならない。

(医療手帳の再交付)

- 医療手帳交付者は、医療手帳をき損し、又は紛失したときは、手帳再交付申請書 第5条 を知事に提出し、再交付を受けるものとする。
- 医療手帳をき損した医療手帳交付者が前項の申請をしようとするときは、手帳再交付 申請書に当該医療手帳を添付しなければならない。

- 第1項の規定により医療手帳の再交付を受けた医療手帳交付者は、紛失した医療手帳 を発見したときは、速やかに当該医療手帳を返還しなければならない。 (医療手帳の返還等)
- 第6条 第3条第1項の規定により失効した医療手帳は、手帳返還届により、速やかに知 事に返還しなければならない。
- 第3条第1項に該当するにも関わらず、療養費等の支給を受けた者は、それらを知事 に返還しなければならない。 (療養費の支給)
- 第7条 7条 知事は、医療手帳交付者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法 、国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) 律第73号) 地方公務員等共 済組合法 (昭和37年法律第152号) 又は私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第 2 4 5 号)の規定による被保険者又は被扶養者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭 和57年法律第80号)の規定による被保険者及び介護保険法(平成9年法律第123 号)の規定による要介護者又は要支援者に限る。次項及び第3項において同じ。)が医療機関(健康保険法に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法に規定する指定居宅 サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者を含む。)又は薬局(以下「医療 機関等」という。)において特定症候に関連して医療保険各法、高齢者の医療の確保に 関する法律又は介護保険法の規定による療養(妊娠・出産、歯科及び交通事故等の他人の加害による疾病等に係る医療を除く。)を受けたときは、その者に対し、当該療養に要した費用の額を限度として、療養費を支給する。ただし、法令により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けている者を除くものとする。
- 前項の療養費の額は、「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」、 「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の意定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、「訪問看護療養費に係る 算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)」、 指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)」、 居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)」「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第 21号)」及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)」により算出した額の合計額から医療保険各法、高齢 者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の規定による療養に関する給付に関し保険 者が負担すべき額を控除した額を限度とする
- 医療手帳交付者は、医療機関等で特定症候に関連して療養を受けようとするときは、 当該医療機関等に医療手帳を提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があ るときは、この限りでない。
- 第1項の規定にかかわらず、在外の医療手帳交付者(日本国内に居住地及び現在地を 有しない者であって、居住国の医療機関において療養を受けたとき(医師が発行した処方箋により医薬品の調剤を受けたときを含む。)に支払った費用について、支給を希望する者のうち、知事が療養費を支給することが適当であるとあらかじめ認めた者に限る。) が特定症候に関連して療養を受けたときは、その者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を限度として療養費(自己負担した額に限る。)を支給する。 (1) 健康保険法第63条第1項第5号の療養、介護保険法第48条第1項第2号の介護保険施設サービス(繁島時施設療養に限る。)又は第3号の指定介護療養施設
  - サービスに相当する療養若しくはサービスを受けたとき 1月につき50,000
  - ) 健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保険施設サービス(緊急時施設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスに相当する療養若しくはサービス(前号に掲げる療養又はサービスを除く。) (2)を受けたとき 1年につき75,( (医療機関等に対する療養費の支払等) 000円
- 知事は、医療手帳交付者が医療機関等で療養を受けたときは、療養費として当該 第8条 対象者に支給すべき額の限度において、その者が当該療養に関し当該医療機関等に支払 うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。 医療機関等は、医療手帳交付者が医療機関等で療養を受けたときは、療養の給付、老 人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36
- 号)、老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成4年厚生省令 第5号)又は介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令(平成1 2年厚生省令第20号)の定めるところにより、療養費を請求するものとする。
- 知事は、医療機関等に対する療養費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金
- 及び国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。 やむを得ない理由により、第2項の規定による請求を行うことができない医療機関等が療養費の支払を受けようとするときは、口座振込依頼書又は口座振込変更依頼書を知事に提出し、支払口座を登録するとともに、各月に行った第1項の療養について療養を行った月の翌月の10日までに次に掲げる書類により知事に提出しなければならない。
  - 1) 療養費支払請求書又は介護保険関係療養費支払請求書
  - 診療報酬明細書又は訪問看護療養費明細書又は介護給付費明細書(以下「診療 (2)報酬明細書等」という。)

- 前項の書類を受理したときは、適当であると認めた金額を、医療機関等に支 知事は、 払うものとする。
- 第2項及び第4項の規定による支払があったときは、医療手帳交付者に対し、療養費 の支給があったものとみなす。
- 緊急その他やむを得ない理由により、前条第3項の規定による医療手帳の提出ができ なかった医療手帳交付者が療養費の支給を受けようとするときは、次の申請書にそれぞ れの書類を添付して知事に提出しなければならない。
  - 療養費支給申請書、療養給付証明書 (1)
  - (2)療養費(はり・きゅう・マッサージ施術療養費)支給申請書、はり・きゅう・ マッサージ施術証明書、保険医の同意書(ただし2回目以降は同意記録に代えるこ とができる。
  - 介護保険関係療養費支給申請書、介護保険関係療養給付証明書 (3)
  - 療養手当(介護老人保健施設関係)支給申請書、介護老人保健施設入所証明書 (4)
  - (5) 在外療養費支給申請書、領収書等貼付台紙、口座振込依頼書、受診予定医療機 関リスト
- 知事は、前項の書類が提出されたときは、審査のうえ、適当と認めたときは、月を単 位として支給するものとする。 (はり・きゅう施術療養費の支給)
- 第9条 知事は、医療手帳交付者が特定症候に関連して、はり師又はきゅう師(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)によ り免許を受けたはり師又はきゅう師に限る。以下同じ。)から、はり又はきゅうの施術(第7条の療養費の支給の対象となる施術を除く。)を受けたとき及び温泉療養(温泉法(昭和23年法律第125号)第15条の規定により、知事の許可を受けた温泉利用 施設における療養をいう。)を行ったときは、その者に対し、はり・きゅう施術・温泉療養費(宿泊料等を除く)を支給する。
- はり・きゅう施術・温泉療養費は、月を単位として支給し、1月につき7,500円
- を限度とする。 はり・きゅう施術・温泉療養費の支給を受けようとする医療手帳交付者は、はり・きゅう施術・温泉療養費支給申請書及びはり・きゅう施術・温泉療養証明書を知事に提出 しなければならない。
- 知事は、前項の書類が提出されたときは、審査のうえ、適当と認めたときは、支給す るものとする。 (療養手当の支給)

- 知事は、医療手帳交付者が特定症候に関連して次に掲げる療養を受けたときは、 第10条 次に掲げる額を限度額として療養手当を支給する。
  - ) 入院したとき、介護保険法に規定する介護保健施設サービス(緊急時施設療養に限る)又は指定介護療養施設サービスを受けたとき 1月につき 23,500 (1)円
  - ) 通院、往診、訪問看護、介護保険法に規定する指定居宅サービス、介護保健施設サービス(緊急時施設療養を除く)又は指定介護予防サービスを1日以上受けた (2)とき(前号に該当する場合を除く。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額 その者が 7 0 歳以上である場合 1 月につき その者が 7 0 歳未満である場合 1 月につき 21,200円 200円
- イ その者が 7 0 歳未満である場合 1 月につき 1 7, 2 0 0 円 知事は、第 7 条第 4 項に掲げる者が特定症候に関連して次に掲げる程度の療養を受け たときは、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を限度として、療養手当を支給 する。
  - その月において第7条第4項第1号に掲げる療養若しくはサービスを受けるこ (1)とを要した者 1月につき23,500円
  - その月において第7条第4項第2号に掲げる療養若しくはサービスを受けるこ (2)とを要した者
    - その者が70歳以上である場合 1月につき21, T 1月につき17,200円 その者が70歳未満である場合
- 療養手当は、月を単位として支給するものとする。
- (診療報酬明細書発行手数料の支払) 1 1 条 知事は、医療機関等が第 8 条第 4 項の申請に当たり診療報酬明細書等を作成したときは、診療報酬明細書等 1 件当たり 2 1 0 円を当該医療機関等に支払うものとする。 第11条 (救済措置対象者)
- 2条 救済措置の対象は、次の要件のいずれかに該当することにより、過去に通常起り得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者のうち、四肢末梢優 位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚 障害を有する者に準ずる者(医療手帳交付者を除く。)であると認められる者(以下、
  - 「救済措置対象者」という。)とする。 (1) 昭和43年12月31日以前に、別表第2に定める地域(以下「対象地域第2」 という。)に1年以上居住していたため、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多 食したと認められる者
  - 昭和43年12月31日以前に、対象地域第2に1年以上居住していなかった (2)者であっても、水俣湾又はその周辺の水域の魚介類を多食したと認めるのに相当な 理由がある者(母体を経由してメチル水銀のばく露を受けた可能性がある場合を含

- む。) 第2条第2項の規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付」とあるのは、「救済措置」と読み替えるものとする。ただし、第2中「医療手帳交付」とあるのは、「救済措置」と読み替えるものとする。ただし、第2 条第2項第3号から第6号までに該当する者から、当該規定に該当しなくなった旨の申 立てがあったときは、救済措置対象者とする。
- 救済措置の対象となることを求める者(以下「申請者」という。)は、給付申請書を
- 知事に提出しなければならない。 申請者は、救済措置の対象となる症状について、知事が指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)の専門医による診断の検査所見書を次により提出しなければな らない。ただし、水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供され た同様の診断書があるときは、検診録使用承諾書を提出することにより、検査所見書の 提出に代えることができる。
  - 診断は、診断申込書により知事に申し込むものとする。 (1)
  - 指定医療機関は、診断終了後、検査所見書を作成し、知事に送付するものとす (2)る。
- 第3項の給付申請書には、前項に規定するもののほか、次の書類を添付しなければな らない。ただし、当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の資料がある者については、第1号及び第2号の書類を添付することを要しない。また、当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の資料がある者で魚介類摂取等申立書等の使用承諾書を 提出した者は、第3号の書類を添付することを要しない。
  - 住民票の写し (1)
  - (2)戸籍の附票又は消除された戸籍の附票(昭和43年12月31日以前の居住歴 が分かるもの)
  - 魚介類摂取等申立書
- 第3項の給付申請書には、一定の要件を満たす専門医の作成した所定の記載事項を満 たす診断書(以下「提出診断書」という。)を添付することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。 (1) 提出診断書を提出しない旨を申し出た者

  - 提出診断書を提出しない旨の申出をせず、第3項の給付申請書の提出後3か月 (2)以内に提出診断書を提出しなかった者
  - 水俣病に係る認定の申請や当該医療事業の申請に対する審査に供された同様の 診断書があるときに、提出診断書の使用承諾書を提出した者
- 第4項及び前項に定める専門医は、次の要件を満たす医師とする。
- 現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。 (1)
  - 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年
- 以上の臨床神経学的診療経験を有すること。
  知事は、第3項の規定による申請を受理したときは、審査を行い、第1項の要件に該当すると認めた場合は、救済措置対象者として決定し、水俣病被害者手帳を交付する。
- 知事は、前項の審査を行うに当たっては、あらかじめ、学識経験者からなる判定検討会の意見を聴かなければならない。なお、判定検討会の委員は、原則として、判定を受ける個人に係る第4項の検査所見書又は第6項の提出診断書を作成した医師を選任しな こととするが、選任すべき特段の理由がある場合は、これを認める。この場合は、当 該委員が作成した診断書に係る判定には参加できないことする。
- 0 判定検討会は、第1項の要件に該当するかどうかについて、第4項の検査所見書及び第6項の提出診断書を総合的に判断し意見を述べるものとする。ただし、第6項の提 出診断書を提出することを要しないとされる者の申請に係る場合にあっては、第4項の検査所見書により判断し、意見を述べるものとする。 1 第2項に該当する申請者で、救済措置対象者として該当する旨の通知を受けた者は、
- 通知日から3か月以内に、意思確認書を知事に提出しなければならない。知事は、当該確認書を受理したときは、第2項に該当しない者か確認のうえ水俣病被害者手帳を交付するものとする。一方、引き続き、第2項に該当する旨の意思表示をした場合は、救済措置対象者として決定しない旨通知するものとする。
- 第3項の申請に対して第8項の審査を受けた者は、再度、第3項の申請をするこ ができない。ただし、判定検討会において、提出された第4項の検査所見書又は第6項の提出診断書のみでは救済措置の対象となる症状が認められない場合であっても、その自の通知日から3か月以内に、疫学確認書及びそれを証する書類を提出した者で、次のメチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件と満ずと判定検討場はあるなどを表すると、 っては、再度、第4項の検査所見書又は第6項の提出診断書の追加提出を受け付け、第8項の審査を受けることができるものとする。 (1) 昭和43年12月31日以前に同居していた親族に、水俣病の認定患者又は医
  - 療手帳を交付された者がいる。
  - (2)昭和43年12月31日以前に、自身又は当時同居していた親族が水俣湾又は その周辺海域で漁業に従事していた。
- (3) その他、知事が適当と認める濃厚な疫学要件がある。 3 第3条から第6条までの規定は、救済措置対象者について準用する。この場合において、同条中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」 と読み替えるものとする。

- 4 ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求事件に係る和解協議における熊本地方裁判所所 見(平成22年3月15日。以下「裁判所所見」という。)に基づく一時金等対象者と なった者は、本条の救済措置対象者とみなし、次条の支給を受けることができるものと する。
- 救済措置対象者が水俣病被害者手帳を受領したときは、水俣病被害者手帳受領書を
- 知事に提出しなければならない。 6 救済措置対象者が一時金支払手続に係る個人情報提供承諾書を知事に提出したとき 知事は一時金を支給する関係事業者に救済措置対象者に係る情報を提供することが できるものとする。

(救済措置対象者に対する支給)

- 第13条 第7条の規定は、救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、「特定症候」とあるのは「救済措置の対象となる症状」と、「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるも のとする。
- 第8条の規定は、救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中、 帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と読み替えるものとする。
- 第9条の規定は、救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳
- 京り来の規定は、秋府指直対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者に準用する。この場合において、同条中「医療手帳交付者」とあるのは「救済措置対象者」と、「23,500円」とあるのは「17,700円」と、「21,200円」とあるのは「15,900円」と、「17,200円」とあるのは「12,900円」と読み替えるものとする。第11条の規定は、救済措置対象者に準用する。
- 知事は、救済措置対象者のうち、離島(島外の医療機関への交通手段が船舶又は航空 知事は、救済措直対象者のうち、離島(島外の医療機関への父週手段が船舶又は航空機以外にない島をいう。)に居住する者が、救済措置の対象となる症状に関連して、島外の医療機関等に通院して健康保険法第63条第1項第1号から第4号までの療養、介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス、介護保険法第48条第1項第2号の介護保険施設サービス(緊急時施設療養を除く。)又は介護保険法第53条第1項の指定介護予防サービスを受けたときは、その者に対し、離島加算を支給する。 離島加算は、月を単位として支給するものとし、1月につき1,000円を限度とする。
- る。
- 救済措置対象者に対する支給は、水俣病被害者手帳の交付を受けた日の属する月の翌 月から効力を有する。ただし、その申請のあった日の属する月から水俣病被害者手帳の交付までに3か月を経過した場合は、療養費、はり・きゅう施術・温泉療養費、療養手 当又は離島加算の支給は、その申請のあった日の属する月の3か月後の月より行う(た だし、当該医療事業及び水俣病認定申請者治療研究事業により既に同様の支給を受けて いる場合はこの限りでない。)。なお、支払口座を登録していない者は、給付口座登録書を、支払口座に変更があった者は、口座振込変更届を知事に提出しなければならない。 (療養費対象者)
- 第14条 水俣病被害者手帳の交付の対象は、第12条第8項の救済措置対象者のほか、 次に定める療養費対象者とする。
  - 平成22年5月1日において改正前の要項に基づく保健手帳の交付を受けてい る者であって、第12条第3項の申請を行わず療養費の支給のみを求める者
  - ) 第12条第3項の申請をし、救済措置対象者とならなかった者のうち、第12条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することにより過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者であって、別に定める水 (2)俣病にもみられる神経症状(その原因が明らかであるものを除く。以下「指定症状」 う。)を有すると認められる者(医療手帳交付者を除く。)療養費対象者となることを求め、知事にその旨を申請し、第 という。
  - 第4項第3号の規定 により認められた者(第12条第3項から第7項までの規定は、この申請をした者について準用する。この場合において「救済措置の対象」とあるのは「療養費の対象」と読み替えるものとする。)
- 第2条第2項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同条中 「医療手帳交付」とあるのは、「療養費支給」と読み替えるものとする。ただし、第2条第2項第3号から第6号までに該当する者から、当該規定に該当しなくなった旨の申 立てがあったときは、療養費対象者とする。
- 第1項第1号に定める者は、水俣病被害者手帳切替申請書を知事に提出しなければな らない。
- 知事は、次に定める要件に該当すると認めた場合は、療養費対象者として決定し、水 俣病被害者手帳を交付する。
  - 第3項の申請を受理し、 これを認めたとき (1)
  - 第12条第3項の申請をした者に対し、第12条第1項に該当しないことを理由として救済措置対象者とならなかった者について、併せて、当該申請をした者が第1項第2号に該当するかどうかを審査し、同号に該当すると認められる者で、その旨の通知日から3か月以内に水俣病被害者手帳交付願を受理したとき (2)
  - 第1項第3号の申請を受理し、第1項第2号の要件に該当するかどうかを審査 (3)同号に該当すると認めたとき
- 知事は、前項第2号又は第3号の審査を行うに当たっては、あらかじめ、第12条第

- 9項の判定検討会の意見を聴かなければならない。
- 第3条から第6条までの規定は、療養費対象者について準用する。この場合において同条中「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と、「医療手帳交付者」とあるの は「療養費対象者」と、「特定症候」とあるのは「指定症状」と、「療養費等」とあるのは「療養費又ははり・きゅう施術・温泉療養費」と読み替えるものとする。
- 第12条第11項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同 条同項中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。
- 第12条第14項の規定は、療養費対象者について準用する。この場合において、同条同項中「一時金等対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。
- 第12条第15項の規定は、療養費対象者に準用する。 この場合において、同条同項 中「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。 (療養費対象者に対する支給)
- 15条 第7条の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中「医療 手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と、「特定症候」とあるのは「指定症状」と、 「医療手帳」とあるのは「水俣病被害者手帳」と読み替えるものとする。
- 第8条の規定は、第7項第4号を除き、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。 第9条の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中、「医療手帳交付者」とあるのは「療養費対象者」と読み替えるものとする。

- 第11条の規定は、療養費対象者に準用する。 第13条第6項及び第7項の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中、「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「救済措置の対象となる
- 症状」とあるのは「指定症状」と読み替えるものとする。 第13条第8項の規定は、療養費対象者に準用する。この場合において、同条中、「救済措置対象者」とあるのは「療養費対象者」と、「療養手当又は離島加算の支給」とあるのは「離島加算の支給」と読み替えるものとする。 (療養費等、はり・きゅう施術・温泉療養費の支給申請の期限)
- 16条 第8条第4項及び第7項、第9条、第10条、第13条並びに第15条の給付請求は、療養を受けた日の属する月の翌月から2年を経過したときは、することができ

(報告及び立入調査)

- 第17条 知事は、この要項の適正な運営を図る必要があると認めるときは、医療手帳交 付者、救済措置対象者、療養費対象者、医療機関等、はり師、きゅう師若しくはあん摩 マッサージ指圧師又は温泉施設に対し必要な報告を求め、又は立入調査を実施すること ができる。 この場合において、交付申請者に対しては、検査所見書を作成した医師の要 件に係る証明書類の提出を求めることができる。
- 知事は、医療手帳交付者、救済措置対象者、療養費対象者、医療機関等、はり師、 ゆう師若しくはあん摩マッサージ指圧師又は温泉施設が正当な理由なく前項の立入調査 に応じず、若しくは虚偽の報告をした場合又は著しい不正が発覚した場合は、療養費等 はり・きゅう施術・温泉療養費又は医療費の支払を停止し、又は医療手帳交付者、救済 措置対象者、療養費対象者から除外することができる。 (申請の管轄区分)
- 第18条 申請に当たり、熊本県及び鹿児島県のそれぞれにおいて、昭和43年12月3 1日以前に対象地域第1又は対象地域第2に居住していたことがある者については、昭 和43年12月31日以前で同日の直近の日に居住していた対象地域第1又は対象地域 第2を管轄する県の知事に申請するものとする。
- 前項の申請については、対象地域第1又は対象地域第2を管轄する市町を経由するこ とができる。

(非該当理由の説明)

- 第12条第8項及び第14条第4項の決定を受けられなかった者は、その理由 の説明を求めることができる。 (雑則)
- 第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。 別表第1
  - 水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除 いた地域
  - 芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、 花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島及び 井牟田の地域
  - 津奈木町全町 3
  - 天草市のうち御所浦町の地域 4
  - 八代市のうち二見洲口町の地域 5
  - 上天草市のうち龍ケ岳町大道の地域 6

## 別表第2

- 1 水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除 いた区域
- 2 芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、 花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波多島及び 井牟田の区域
- 3 津奈木町全町
- 4 天草市のうち御所浦町の区域
- 5 八代市のうち二見洲口町の区域
- 6 上天草市のうち龍ケ岳町の区域
- 備考 この表に掲げる区域の名称は、平成18年3月27日においてそれらの名称を有する市町の同日における区域において示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。 附 則
- 1 この要項は、平成22年6月22日から施行し、改正後の要項は平成22年5月1日から適用する。
- 2 改正前の要項に基づく保健手帳の交付を受けている者に対しては、知事が第12条第8項若しくは第14条第4項により救済措置対象者若しくは療養費対象者として決定し水俣病被害者手帳を交付するまでの間又は知事が第12条第3項の申請をした者に対し第12条第1項若しくは第14条第1項第2号に該当しないことを理由として救済措置対象者若しくは療養費対象者としない旨を通知するまでの間は、従前の例により療養費等を支給する。
- 4 第14条第3項の申請については、平成22年7月末日を目途に終了するものとする 5 第12条項第3項の申請については、平成22年5月1日において改正前の要項に基づく保健手帳の交付を受けている者及び水俣病に係る認定の申請を行っている者で、これらに代えて同項の申請を行おうとする者については、知事は、原則として平成22年度中にはその申請に基づき判定を終え、救済措置対象者及び療養費対象者を確定して救済を行うこととする。その上で、新たに救済を求める者については、平成23年末まで
- の申請の状況を十分に把握し、申請受付の時期を見極めることとする。 6 この要項の施行の際現に改正前の要項の規定により提出されている申請書は、改正後 の要項の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 7 この要項の施行の際現存する改正前の様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

# 熊本県告示第636号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。 平成22年6月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字玉洗 7 7 0 番 2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## 熊本県告示第637号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

。 平成22年6月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事	変更があった	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
業所の名称及び事	事項			
業の種類				
医療法人 杏和会	事業所の住所	下益城郡城南町	熊本市城南町大	平成22年
グループホーム・		大字舞原字三和	字舞原字三和原	3月23日
ケアホーム「けや		原 1 4 1 5 - 1	$1\ 4\ 1\ 5\ -\ 1$	
き」				
共同生活介護・共				
同生活援助				

## 熊本県告示第638号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。 平成22年6月22日

		熊ス	本県知事 蒲 島	晶
事業所の名称及び所	事業者の名称、	廃止年月日	事業所番号	サービスの種
在地	主たる事務所の			類
	所在地及び代表			
	者の氏名			
有限会社在宅センタ	有限会社 かぐ	平成22年	4311500062	居宅介護
ーかぐや姫	やひめ	3月31日		重度訪問介護
熊本市城南町東阿高	熊本市城南町東			
1 4 8 7 - 3	阿高1487-			
	3			
	濱田 佐代子			

## 公 告

## 熊本県公告第360号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を八代市役所に掲示する。

平成22年6月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

次、那須 吉藏、山川 惠吉、松本 久松、河端 改平、岩崎 マツノ、岩崎 力平、押方 彌一郎、中崎 栄吉、岩田 逸雄、篠原 初義、篠原 利夫、田中 高光、田中 政則、加藤 作造、黒木 源四郎、加藤 柗千代、丸山 武義、高木 進、荒岡 勝次郎、吉田 義枝、原田 涼子、谷口 理雄、上田 日出生、井芹 哲、山田 登重子、諸冨 増夫、黒木 力男、高木 谷重、村川 繁喜、狩場 正弘、山岸 重治、山岸 良子、吉田 完二、末金 繁一、吉田 啓一、江田 昌隆、今井 チサ、諸冨 忠次、小田原 國子、藤本 勲、野田 又義、高森 一、岩崎 平七 通知の趣旨

- 2 通知の趣旨
  - 1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ
  - 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成22年5月2 1日付け熊本県告示第556号による。 2)

#### 誤 正

平成22年6月4日熊本県公告第323号(土地改良区の定款変更認可)中に誤りがあ ったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2 9	2	八代郡氷川町	八代市